

## 「石林先生尚書傳」について

著者	堀池 信夫
著者別名	HORIIKE Nobuo
雑誌名	漢文學會々報
巻	33
ページ	23-30
発行年	1974-06-22
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00149237">http://doi.org/10.15068/00149237</a>

# 『石林先生尙書傳』について

堀池 信夫

## 一

『石林先生尙書傳』は宋の葉夢得（字少蘊、號石林。〈宋神宗熙寧十年 1077〉～高宗紹興十八年 1148〉）の述作である。この書は『四庫提要』等の後世の書目にももちろん、すでに『宋史、藝文志』にさえも著録せられていない。皇侃の『論語義疏』のごとく書名のみが伝えられており、實物がたまたま我が國に將來せられていたものとも異なり、從來その書の存在自體が全く知られていなかったものである。しかし全く偶然にも、我が國にその全體がほぼ完全に残っていたのである。

この書の存在自體はすでに昭和三十年前後から一部には知られていたが、<sup>(注)</sup>二個所に分散して所藏されているためか、全體にわたる紹介はなされていない模様である。この『石林先生尙書傳』は六分冊となつており第一冊は静岡縣清水市與津の臨濟宗清見寺に、残りの五冊は東京都世田谷區上野毛の大東急記念文庫に、それぞれ所藏されている。

筆者は昨夏、清見寺現住水野柏宗師の御好意により『石林先生尙書傳』第一冊を閲讀することができた。残余の五冊については未だ閲覽の機會を與えられないが、取敢えず閲讀し得た第一冊（以下、清見本と略稱）を中心に、また大東急記念文庫所藏の残余の五冊（以下、東急本と略稱）については『大東急記念文庫貴重書解題・第一卷』に長澤規矩也氏の書誌的解題が載せられているので、これらを參考として、紹介及び若干の報告をしたいと思う。

小稿は宋版としての書物自體の價值もさることながら、宋代の經學史における價值、就中『古文尙書』の僞書問題の萌芽期にあたる時期の述作であるからして、それとの關り合いなどについても觸れたいと思う。

## 二

まず明らかにすべきは清見本と東急本とが眞に同一部の書物の分散したものであるか否かの問題である。東急本を閲覽していないため斷定はできないが次の理由によつて恐

らく間違いはあるまいと思う。まず清見本と長澤氏の解題における書物の大きさ、匡廓の寸法、行格等とが一致すること。『大東急記念文庫貴重書解題・第一卷』あるいは長澤氏著『和漢書の印刷とその歴史』（吉川弘文館・昭和二七年）等に所掲のグラフィア寫真と清見本の字體とは一致すること。大東急記念圖書館『圖書分類目錄（本稿）』には「清見寺常住」および「慶福院」の二舊藏印があると記している。清見本にもこの二印が捺されている。なお一つの問題は清見本と東急本との書名が異なることである。すなわち清見本は『新雕石林先生尙書傳』であり東急本は『石林先生尙書傳』となつている。清見本の書名は第一卷々頭に記されているものであつて第二卷々頭にはたんに『石林先生尙書傳』とあり、さらに第三卷々頭第四卷々頭にはただ『尙書傳』とのみ記される。ひるがえつて東急本について言えば前掲『和漢書の印刷……』は第十四卷々頭を載せておりそこには『石林先生尙書傳』とのみある。恐らく東急本全體については『石林先生尙書傳』あるいは『尙書傳』とのみ記されているのであろう。第一卷々頭『新雕石林先生尙書傳』を正しい書名とすることが妥當であらう。なお序でながら序文の卷頭には『石林尙書傳序』とある。以上のことからしてこれらを同一部の書の分散したものと

考えて間違ひはないものと思われる。

次に書物の體裁について述べる。へ内は長澤氏の解題を参照としたもの、すなわち清見本には見られぬ特徴である。

『新雕石林先生尙書傳』二十卷六冊。宋葉夢得選。宋紹興己卯（二十九年1159）仲夏、東陽魏十三郎書舖刊（木記）。縱二十一・五cm、横十三・二cm。序文每葉九行、每行十六字。本文每葉十四行、每行二十一字、注文低一格。白口へ若干部分小黑口、單邊。匡廓内、縱十五・二cm、横十一・四cm。版心刻工なし。

筆者の閲覽した第一冊には虫喰による若干の判讀不明部分もあつた。

この書が『宋史、藝文志』に著録されていないことは既に述べたが、この書が刊行されてから約五十年後に選せられた蔡沈の『尙書集傳』に、「葉子曰」として二條ほどの引用があるが、この二條は清見本の中の注文とほぼ一致している。<sup>(註三)</sup>すなわち蔡沈は『石林先生尙書傳』を引用しており、蔡沈にとつてそれは一應の參考書目であつたことが知られるのである。さらに憶測を逞くするならば、後述する

ごとく清見本には「二典禹謨」の範圍が記されており、蔡沈の引用の中、一條はこの範圍にあり、蔡沈『集傳』の序を信ずるならば朱子が『石林先生尙書傳』に目を通していた可能性もなしとはしない。

さて、しかしながら『宋史・藝文志』にこの書が著録されてないことは、『宋史』編纂の時期にはすでに亡佚していたものであることを示そう。しからばこのように早い時期に亡佚していたと考えられる稀覯書がなぜ日本に傳わっていたのか、當時の日宋間の貿易の頻繁さからしてみれば當然有り得ることも言えようが、しかし疑問の存する點ではある。この書の日本輸入の時期について、唯一の手がかりとも言うべき印記の「慶福院」なる、恐らくは寺院の所在が、はたして何處にあるのか現在のところ資料に現われぬため全く推測不可能であるが、恐らくは刊行直後に日本に將來されたものであろう。

### 三

『古文尙書』を偽書であると断定したのは朱子であるが、彼の断定もあるいはそれ以前の人である吳棫や陳同甫などの考えに依るところがあつたらしく、さらに蘇軾の『東坡先生書傳』が示すごとく『尙書』に對する自由な批判、そして疑義の氣運は早くから存在したもののようであ

る。吳棫・陳同甫は葉夢得とはほぼ同時期か、やや降る人であり、蘇軾は葉氏より約四十年前に生まれ、没したのは葉夢得二十五歳頃のことである。

このような氣運に對して葉夢得の立つた立場は、『古文尙書』は偽書ではなく孔子みずから刪定したものである、というものであつた。筆者の閲覽した清見本の構成は次の通りである。

#### 序

#### 卷第一

堯典第一 虞書

舜典第二 虞書

#### 卷第二

舜典第二

#### 卷第三

大禹謨第三 虞書

皐陶謨第四 虞書

#### 卷第四

益稷第五 虞書

すなわち「大禹謨」一篇がいわゆる『古文尙書』に含ま

れるものであるが、葉夢得はこれについて何らのコメントをも付さず、ただ他篇と同様に注釋を加えている。それのみならずまた「書序」について、そして「堯典」について、何らの疑義をさしはさむべきではないとする見解も主張されている。

書序、班固以爲孔子作。雖不可考、然觀其言之法、非聖人莫能爲。曰作某書、作某書、皆敘其所刪一篇之大旨、則謂之孔子作、可矣。蓋自是以後、凡事之所見者、史辭也。斷而取之、以作爲此篇者、孔子也。

(石林先生尚書傳、堯典序注)

これによつてその一端は知られるが、しかしながら『古文尚書』全體にわたる考えはこれでは不充分である。以下、このような問題を含めて、葉氏の『尚書』に對する把握、考え方などの概を見るため、『石林先生尚書傳』の序を全文記し、若干の檢討を加えてみよう。

#### 四

葉子<sup>(注七)</sup>曰、書五十八篇、出於伏生者初二十三篇、出於魯共王所壞孔子宅壁中者增多二十六篇。伏生書後傳歐陽歙、魯共王壁中書孔安國爲之傳。漢興諸儒傳經次第、各有從

來。伏生當文帝時、年已老、口授晁錯、頗雜齊魯言、或不能盡辯。他經專門每、輒數家。惟書傳□□安國無所授、獨以隸古易善□□以其意爲訓解、不及列於學官。故□□□□晉言書惟祖歐陽氏、安國訓解晚出、皇甫謐□所謂二十六篇者、雖當時大儒楊雄・杜預之徒、皆不及見。

劉向以魯共王書校伏生本、酒誥亡簡一、召誥亡簡二、字之不同者尤多。書非一代之言也。其文字各隨其世不一體、其授受異同復若此。然大抵簡質淵摯不可遽通。自立政而上、非伊尹・周公傳說之辭、則仲虺・祖己・箕子・召公、後世以爲聖賢不可及者也。其君臣相與往來、告戒論說、則堯・舜・禹・湯・文・武也。是以文峻而旨遠。自立政而下、其君則成王・穆王・康王・平王、其臣則伯禽・君陳・君牙、下至於秦穆公、其辭則一時太史之所爲也。視前爲有間矣。是以其文亦平易明白、意不過其所言。孔子取之、特以其有合於吾道焉爾。六經爲法各不同。易以窮天道、故其法深。春秋正人事、故其法嚴。詩書□所以垂大教而誘之、使至於善也。故其法恕。自安國學行、歐陽氏遂廢。今世所見惟伏生大傳、首尾不倫、言不雅馴。至以天地人四時爲七政、謂金縢作於周公沒後、何可盡據。其流爲劉向五行傳・夏侯氏災異之說、失孔子本意益遠。安國自以爲博考經傳、採摭群言、其所發明信

爲有功。然余讀春秋傳・禮記・孟子・荀子、間與今文異同。孟子載湯誥「造攻自牧宮」不言「鳴條」<sup>(注八)</sup>、春秋傳述五子之歌衍「率彼天常」<sup>(注九)</sup>一句、證康誥「父子兄弟罪不相及」<sup>(注十)</sup>、今文乃無有、疑亦未能盡善。若荀卿引仲虺曰「諸侯能自得師者王、得友者霸」<sup>(注十一)</sup>、引康誥曰「惟文王敬忌一人以擇」<sup>(注十二)</sup>、其繆妄有如此者。禮記以「申勸寧王之德」爲「田觀寧王」<sup>(注十三)</sup>、以「庶言同」則亡釋字、其乖悟有如此者。徵孔子則復何所取正。余於是知、求六經殘缺之餘於千載殺亂之後、豈不甚難而不可忽哉。自世尚經術博士、業書者、十常三四。然第守一說、莫能自致其思。余竊悲之、因參惣數家、推原帝王之治、論其世、察其人、以質其所言、更相研究折衷其是非、頗自紀輯。起宣和辛丑春、訖紹興丁巳夏、凡十有八年、爲書二十卷十三萬餘言。授中子模、以俟後世君子。六月壬申序。

(石林先生尚書傳、序)

右の序文において問題とさるべきは、一は葉夢得における『尚書』の性格の把握とも言うべきもの、二は右の把握の上になされる葉夢得自身の研究の方向であり、これは宋代經學史上に一つの資料を提供するものと思われる。

第一の點について、いわゆる偽『古文尚書』問題につい

ての葉夢得の見解は、やはり全く疑つていないものであることが確認される。むしろ『今文尚書』については、伏生の『大傳』を例證として「首尾倫ハズ、言雅馴ナラ」ざるものとして斥け、さらにはその學は五行・災異の説に流れ「孔子ノ本意ヲ失フコトマス遠」きものと難ずるのである。その一方『古文尚書』についてその『傳』を作つた孔安國の業を「ソノ發明スルトコロ、マコトニ功有リトナス」と賞讃している。すなわち『古文尚書』こそ孔子制定にかかる學者の依據すべきものである、と考えていたのである。この時期にあえてこのような主張を行なつてゐるのは、あるいは葉夢得自身、當時『古文尚書』に關する疑義が存在しているのを承知していたからであらうか。

第二の問題について、葉夢得は『尚書』の文として諸典籍に引用されている文と、『尚書』の文とを比較すると、間々乖誤するものがあることにより、通行している『尚書』は「疑フラクハイマダ善ヲ盡クスコトアタハザル」ものとしてそれを無批判にテキストとすることに問題があるとす。いわば文字の異同があること自體、孔子の教えを無みすることに通じ、是正さるべきこととされる。そこで葉氏は「六經殘缺ノ餘」を「千載殺亂ノ後」に求めることとするのである。葉夢得にはこの『尚書傳』以外に、

『石林先生春秋傳』の著があり、恐らくはこれらは総合的な經學研究の一環として計畫されたもののように思われる。あるいはここに『尙書』のテクストの決定版を作ることは同時に他經・他典籍の誤繆を正すことにも通ずるものであつたらう。このように考える時、五行・災異の説を否定し、『古文尙書』を孔子刪定のものとして併せ見、いわゆる漢代の經術博士以來の學を捨てた——言い換れば唐の『正義』の束縛を通れた——新たな研究態度がそこに存在するを見出せよう。それが「ヨリテ數家ヲ參惣シ……サラニソノ是非ヲ相研究折衷」する所以なのであつた。

以上のような研究態度はやはり宋代における自由な批判精神の延長上に位置付けられるものである。しかし葉夢得はたんに部分的に疑いを提出したのにすぎないが、宋代の批判精神の氣運の中に他方では『古文尙書』全體について疑義が深められてゆくのである。我々は閻若璩以來『古文尙書』の偽書たることに疑いを容れる余地はないものと思つている。葉夢得は『古文尙書』を偽書とは考えてもいなかった。むしろ強辯的とも言えるほど偽書にあらざること主張するが、實際の所本文の數ヶ所の訛繆については鋭い批判の目を向ける。このようないわば矛盾した態度は葉

夢得自身の限界を示すものである、と同時に、宋代經學の一つの段階を示すものとも言えよう。この意味においても『石林先生尙書傳』は宋代經學の研究上に新たな資料を提供し得るものと言えよう。  
(大學院博士課程)

(注一) 大東急記念文庫のものについては、『圖書分類目錄(本稿)』財團法人大東急記念圖書館・昭和二十九年八月。『大東急記念文庫貴重書解題・第一卷』昭和三十一年四月。清見寺のものについては『静岡縣の文化財・第二集』昭和三十八年三月。

(注二) 清見本にはこの二印の他に「清見寺」の印が捺されている。しかるに東急本にこの印が捺されていることは報告されていない。「清見寺常住」印は現在清見寺から失われており、現在清見寺で用いられているのは「清見寺」印である。それ故、これは東急本が清見寺から流出した時期を推測する手がかりとなるものである。詳しい考證は省略するが、その時期は元和・寛永期であると考えられる。

(注三) すなわち蔡沈『集傳』の舜典「正月上日、受終于文祖」の條に、

葉子曰、上句之日。

と。益稷「簫韶九成、鳳皇來儀」の條に、  
葉子曰、鐘與笙相應者曰笙。鐘與歌相應者曰頌聲。頌或謂之鏞。詩、賁鼓維鏞、是也。大射禮、樂人宿縣于阼階東、笙磬西面、其南笙鐘。西階之西、頌聲東面、其南頌鐘。頌

鐘卽鐺鐘也。

と。後者の部分、『石林先生尙書傳』の文と文字の乖離するものも多いが、「其南頌鐘」の四字が『石林先生尙書傳』には記されていない衍文であることが最も注意を牽く。内容は蔡沈の文の方が明らかに判然しているのだが、これは蔡沈が捏造したものか。一つの推測は、蔡沈が見たのは、この「魏十三郎書舖」刊のものではなくして葉夢得自筆か、あるいはそれに近い寫本等の善本だったのではないか、ということである。この刊本は(注八)以下にも示すように、坊刻本の本領(?)を遺憾なく發揮して、校勘が極めて不嚴密なのである。

(注四) この寺名を有つ寺院は平樂寺書店刊『全國寺院名鑑』には一寺もない。清見寺の傳える所では、鎌倉あたりの寺院で現在は廢寺であるという。しかし『新編相模國風土記稿』『新編鎌倉志』『鎌倉勝覽考』などの地誌、また『鎌倉五山記』『鎌倉五山記考異』にも記されていない。御示教を仰ぎたい。

(注五) 閻若璩『尙書古文疏證』卷八。『朱子語類』七十八。(注六) ここにおける具體的なものとして洪範「曰王省惟歲」條に付された注、

自此以下、皆五紀之文也。簡編脫誤、是以在此。其文、當在「五曰曆數之後」。

(東坡先生書傳、洪範注)

のとき、「經」に對して敢えて改訂を加えんとする精神を

指す。

(注七) この「序」文中に用いてある記號その他は次の通り。  
・蟲喰により判讀不可能なのは□で示した。  
・どうかそれらしいと判讀した文字の横には(?)を加えた。

・文中、他典籍よりの引用には「」を加えたが、その引用も誤まりが多い。筆者がそれぞれに付した注釋を参照されたい。

・異體字・缺筆等、一應正字に改めた。なおこの文中の缺筆字は「敬」のみである。

(注八) 因みに『孟子』の文と現行『尙書』の文とを並列して示そう。

伊訓曰、天誅造攻自牧官。朕載自毫。(孟子、萬章上)  
造攻自鳴條。朕載自毫。(尙書、伊訓)

以下(注十四)まで同様。  
(注九) 夏書、惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方、今失其行、亂其紀綱乃滅而亡。(左傳、哀公六年)

惟彼陶唐、有此冀方。今失其行、亂其紀綱、乃底滅亡。(尙書、五子之誥)

(注十) 『左傳』昭公二十年の文。現在の『尙書』にはこの文はない。

(注十一) 曰、諸侯自爲得師者王、得友者霸。(荀子、堯問) 予聞曰、能自得師者王。(尙書、仲虺之誥)

(注十二) 書曰、惟文王敬忌一人以擇。(荀子、君道)



惟文王之敬忌。乃裕民曰、我惟有及、則予一人以懌。

(尙書、康誥)

(注十三)

在昔上帝周田觀文王之德、其集大命于厥躬。

(禮記、緇衣)

在昔上帝制申勩文王之德、其集大命于厥躬。

(尙書、君奭)

(注十四)

君陳曰、出入自爾師虞、庶言同。

(禮記、緇衣)

出入自爾師虞、庶言同則釋。

(尙書、君陳)

なお「序」文のこの部分「則亡釋字」とあるのは「亡則釋字」と改めるべきか。